

## 平成30年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

平成30年 4月16日(月)

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 1時50分

---

### ○会議に付した事件

所管事務調査

1. 所管事務調査 白老町における民泊のあり方について
- 

### ○出席委員(6名)

委員長	広地紀彰君	副委員長	本間広朗君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	山田和子君	委員	松田謙吾君

---

### ○欠席委員(なし)

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

経済振興課長	森玉樹君
経済振興課主幹	貳又聖規君
経済振興課主任	干場崇弘君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

主 査	小野寺修男君
書 記	葉廣照美君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより、産業厚生常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

○委員長（広地紀彰君） 調査事項といたしまして、本日は白老町における民泊のあり方についてということで、担当課より説明を受けたいと考えています。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 本日は白老町における民泊のあり方としまして、大きく2つご説明させていただきます。1点目が民泊の概要についてであります。2点目については白老町の対応についで、この2項目につきましてご説明をさせていただきます。詳細の説明は担当者のほうからさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○委員長（広地紀彰君） 干場経済振興課主任。

○経済振興課主任（干場崇弘君） それでは白老町における民泊のあり方について、資料に沿って説明させていただきます。

1、住宅宿泊事業法（民泊新法）の概要について。（1）目的といたしまして急速に増加する民泊について。安全面、衛生面の確保がなされていないこと、騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅行客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め健全な民泊数サービスの普及を図ることを目的としております。

続きまして、（2）概要について。民泊営業を行うためには、今までは主として旅館業法の簡易宿泊営業としての届け出が必要であり、建物用途等さまざまなハードルがありましたが、本法では営業日数等の制限があるものの大部分が緩和されたものとなっております。住宅宿泊事業法では届け出住宅の要件、宿泊日数、事業者等の責務、事業実施の制限、届け出・登録及び監督、罰則等が規定されております。

それでは資料1の表面住宅宿泊事業法についてごらんください。届け出住宅の定義につきましては、台所、浴室、便所及び洗面設備が設けられているとともに、以下の該当する家屋であって、事業用に供されていないことが条件となっております。続いて、人を宿泊させる上限日数については年間180日以内となっております。次に、事業者の責務についてですが、資料1のとおり宿泊者の衛生の確保。避難機器設置等の宿泊者の安全の確保。苦情等への対応。標識の掲示などの責務が規定されており、またここでは住宅宿泊事業のほか住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業についてもそれぞれ責務を設けています。住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業については資料1の裏面、住宅宿泊事業法概要をごらんください。法の概要の図にて説明をさせていただきますが、民泊のイメージといたしまして宿泊者、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者の4者がかかわる形が想定されます。第1に住宅宿泊事業者とは、住宅に180日を超えない範囲で宿泊させる事業を住宅宿泊事業とし、それを営むものを言います。第2に住宅宿泊管理業者とは、家主が

不在である住宅を住宅宿泊事業者から委託を受け、宿泊者の衛生の確保等を行う住宅宿泊管理運営ものを言います。第3に住宅宿泊仲介業者とは、宿泊者と住宅宿泊事業者との宿泊サービス提供の媒介を行う住宅宿泊仲介業を行うものを言います。各内容により、観光庁長官、都道府県、国土交通大臣等、届け出先及び指導監督先が異なりますが、いずれも各業務の責務が法で規定されています。

資料1の表面に戻ります。道は住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があるときは報告徴収、立入検査、業務改善命令及び業務停止・廃止命令を行うことができます。また罰則につきましては、法にて各種罰則が設けられておりますが、ケースによっては旅館業務法違反の罰則が適用される場合もあります。このほか、事業実施の制限につきましては、2、白老町の対応にて説明させていただきます。

(3) 法施行までの流れにつきましては、平成29年6月9日の国会において住宅宿泊事業法が可決、同月16日に公布、平成30年6月15日に施行となっております。また北海道住宅宿泊事業実施の制限に関する条例につきましては、平成30年3月30日公布。施行につきましては法施行と同日の平成30年6月15日が施行の流れとなっております。

2、白老町の対応の(1)制限についてご説明させていただきます。まず、制限の根拠といたしましては、住宅宿泊事業法第18条及び北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例が根拠となっております。

資料3の25ページ第2章をごらんください。住宅宿泊事業法第18条は、条例による住宅宿泊事業の実施の制限を規定しており、都道府県等は、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは合理的に必要と認められる限度において条例で定められるところにより、区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることとされています。それに付随して、北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例は、同条に基づき住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため、市町村の意見を踏まえ実施を制限する区域等を定めたものとなっております。

制限の対象につきましては、届け出住宅を自己の生活の本拠と使用していない。宿泊者が滞在中、事業者本人が不在となっている。届け出のうち、住宅宿泊事業用の部屋の数が5を超える場合をいずれかに該当する住宅宿泊事業を制限の対象としています。

白老町の制限の範囲につきましては、資料2をごらんください。資料2の1は、虎杖小学校周辺の図面であり、制限範囲である虎杖小学校の敷地の出入り口の周囲100メートルを示したものであります。この円の中が制限区域となっております。

次に資料2-2をごらんください。こちらは白老地区の制限範囲を示したものとなっております。制限の範囲は赤枠の内側の区域であり、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の住居専用地域が対象となっております。

続きまして資料2-3をごらんください。こちらは菰野北吉原地区の制限範囲を示したものです。こちらと同じく赤枠の内側が制限区域となっており、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の住居専用地域が対象となっております。

資料2-4をごらんください。こちらは竹浦地区の制限範囲を示したものとなっております。同じく赤枠の内側が制限区域となっております。第2種中高層住居専用地域の住居専用地域が対象となっております。制限の内容につきましては、いずれの制限範囲についても営業日数をゼロ日と制限するものではありません。虎杖小学校周辺の制限でありましたら、授業を行われる日を制限するものであり、住居専用の地域でありましたら年末年始を除く平日を制限するものとなっております。基本的には届け出住宅を自己の生活の本拠としている家主居住型の民泊は、住宅宿泊事業の規模が限定的であり住宅宿泊事業者が常駐することなどを考慮し、地域の生活環境への影響は小さいと考えられることから制限の対象とはなっていません。

続きまして、最初の資料の(2)業務分担についてであります。(2)業務分担につきましては資料のとおりとなっております。法律にかかる対応、相談につきましては経済振興課が担当となっております。苫小牧保健所への取り次ぎを行います。ごみ出し、騒音等、町民生活へのトラブルは生活環境課が担当となり事案の確認と町民への説明、苫小牧保健所への通報を行います。小中学校の児童、生徒へのトラブルは学校教育課が担当となり、事案の確認と学校への説明、苫小牧保健所への通報を行います。上記以外の事案は経済振興課が担当となり苫小牧保健所へ連絡し協議する等の対応を行います。以上、白老町における民泊のあり方についての説明となります。

○委員長(広地紀彰君) それでは、担当課よりの説明が終了したので質疑をお受けしたいと思います。委員から質疑のある方は挙手をお願いいたします。

森委員。

○委員(森 哲也君) この民泊で多くの町内会が範囲に入っていると思うのですが、民泊ができる前に町内会に説明とか行われるものなののでしょうか。そこをお伺いします。

○委員長(広地紀彰君) 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹(貳又聖規君) 住民の方々への説明は本当に力を入れてやらなければならないと思っておりますので、町内会等説明するところは6月にしていきたいと考えています。

○委員長(広地紀彰君) 森経済振興課長。

○経済振興課長(森 玉樹君) 今の貳又主幹からお答えのとおりなのですが、町民の立場に立ちますとやられる方もいらっしゃるでしょうし、やられる方の周辺、自分のところはどうかだろうという心配事もあると思います。わかりやすい周知のチラシを作成しまして6月の広報と同時に町内会等もしくは全戸配布取れるような形、それと制限をかける区域を設定していますのでそういった部分も合わせて町のホームページでも掲載していきたいと考えております。

○委員長(広地紀彰君) ほかの委員からの質疑をお願いします。

氏家委員。

○委員(氏家裕治君) 氏家です。まず初めに、民泊にあたっては家主居住型の民泊のあり方と空き家を委託して管理されるやり方があります。届け出については、両方届け出が必要のなってくると思うのですが、そういったものの分けた説明というか、開設までの流れみたいなものがあると見やすいと思ったのです。それが1点。基本的には家主居住型の民泊については制限対象とな

らないということが基本になっていて、これは居室についても同じことなのですか。5室にかかわらず家主と一緒に居住し管理をしている場合は5室にかかわらず居室は何室あってもいいという話になってしまう。それについての考え方を伺います。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 開設までの流れなのですが、実は3月15日から国のほうで民泊をやりたいという方の登録業務・受付をしております。まずそれが第一弾としまして3月15日から6月14日の間まで、民泊をやりたいという方の受付をしている段階です。そのあとに例えば委託を受けて私たちやりたいですという方々もいらっしゃいます。その方々は6月16日以降に受付が始まるということで話は聞いております。そういう流れになってきます。5室の要件です。私が5室以上持っているという場合は委託しなければならないとあるのですが、居室数は5を超えるときですから4室だとその方自身でできてしまうという考え方です。別に委託管理をしなくてもいいということなのですが、この手引きでいくと17ページの(7)です。住宅宿泊管理業務の委託というところなのですが、ここで書かれているのが、住宅宿泊事業者は次のいずれかに該当するときは、住宅宿管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託しなければなりませんとなっているのです。ですから、ここで例えば居室数が5を超えるときに管理業者に委託をしなければならないと。例えば私が、物件を5戸持っていたら、これは自分だけがやるのではなくて委託をしなければならないという考え方です。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。居室という考え方なのですかけれども、家1軒ありますよね。1軒の中に部屋が4室ということなのですか、5室というか、そういう考え方ではないのですか。例えば、白老に1軒持っています、萩野にも1軒あります、竹浦にも1軒あって虎杖浜に1軒、北吉原にも1軒あります。これを居室と言っているのですか。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） その部分につきましては、手引書の7ページをごらんください。

1、届出住宅という考え方があります。届出住宅は台所、浴室、トイレ、洗面設備が設けられているとともに、以下に該当する家屋であつたと説明をしております。そこで、現に人の生活の本拠地として使用されている家屋。それから入居者の募集がされている家屋という言い方をしております。

(1)に設備要件に関する考え方としてここが大事なのですが、台所、浴室、便所、洗面設備は必ずしも1棟の建物内に設けられている必要はないと。これは例えば共同住宅、1軒の中に要は寝泊まりできる部屋が4居室あるから、それで4居室という見方はしないです。あくまでも1戸建ての家であれば、2世帯住宅であればそれはまた可能性が違いますけれども、1戸の住宅の中で例えば2居室、3居室という考え方ではないです。ただ、アパートみたいな1室をもっている場合は、これは8居室であれば8居室という見方をするということです。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

---

再開 午後 1時26分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今の回答ということでもよろしいですか。継続して整理をしていくということで、そういう要望をまずお伝えしたということで。

山田委員。

○委員（山田和子君） 読み見込んでこなかったのでもしかしたらどこかに載っているかもしれないですけども、住宅宿泊管理業は国土交通大臣の登録が必要ということですけども、登録する際に何か資格が必要なのかどうかお尋ねします。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

---

再開 午後 1時28分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

貳又経済振興課主幹。

○経済振興主幹（貳又聖規君） 手元の資料でお答えできる範囲の回答ということで、この手引書の35ページです。これは、委託業をするときには契約等の業務管理の内容が記載された書面をつけないといけないということではあるので、基本的には我々が北海道の説明会に出ていた段階では白老町の観光協会がそういう管理業務はできますというお話は来ているのです。そこに対する詳細の届け出にどういうものが必要とか、書面が必要かということまでは、そこまでは深堀りできていませんでした。

○委員長（広地紀彰君） それでは後日ということでもよろしくお願いします。

山田委員。

○委員（山田和子君） 後日ということなのですけども、今おっしゃったように観光協会とかあるいは商工会とかあるいは大町振興会とか、そういう団体が管理業務を行う可能性もあるので資格についてお尋ねしたのですけれども、後日でもよろしいので民泊、宿泊施設が足りないという町内の事情を鑑みると、やはり民泊にちょっと力を入れたほうがいいのか考えるのでよろしくお尋ねいたします。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 内容というか、手引きのほうに目は通してきたけれどもなかなか一般の人には難しいのかと印象はありましたけれども。ただ白老町の民泊の現状というか、最近まだ法律は施行されてはいないのでけれども、いろんな民家からおそらく外国人だと思いますけれども、ボストンバッグとか持って出てくるのですけれども、そういう民泊としてかどうかわからないのですけれども、そういう方々がいるのかどうか。どういう届け出になっているのかというのが1つ。今後そういう方々が法律が施行されたあとに当然申請してきちんとやってもらうためにはまちもい

るいろ先ほど広報でお知らせをするという話がありましたので、その辺きちんとやってもらわなければだめなのですけれども、民泊の現状やっている方を押さえているのかと思ったのですけれども。それといわゆる民泊というのは貸別荘というのも結構ありますよね。その貸別荘と民泊の違いというかあるのかどうかかわからないのですけれども。今後やはり貸別荘と民泊、いろいろ町内ではもしそういう法律ができればふえていく可能性があると思いますので、今後のために参考にお聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 現状についてなのですけれども、トリップアドバイザーというサイトがあって、そこに登録をしている白老町の物件2件ぐらいあることは確認しております。ただ、これから民泊に正式に登録をしたいという方々については、竹浦の方と萩野の方1軒ずつ計2件、私どものほうにも問い合わせが来ております。実際に問い合わせがきましたら、今度は消防法関係の適用を受けなければならないものですから、その方々消防のほうにも相談に行っています。そうすると白老町消防でもいまマニュアル化を進めているのですが、例えばじゅうたんやカーテンが防火物品でなければだめですとか、コンロなどの設備、ガスだとかIH、そういったものがきちんと安全が確保されていますかですとか、そういったような検査をしなければならないので、誰でもかたでも簡単にできるというこのではありません。なおかつ民泊の部分でいくと、お客様が来るたびにベッドのシーツをきちんと取りかえなさいだとか、そういったことがあるので、本当に素人の方と言ったらおかしいですけれども、誰でもかたでもできるという状況ではございません。貸別荘の関係なのですけれども、これは基本的には住民票をどちらに置いているかということが登録上必要になってきます。一般的にいう貸別荘の場合は、住民票はそちらにないので、それは先ほど山田委員のほうから出ましたけれども、どこかに委託をして活用するとか、そういうような活用の仕方になるのかというふうに思います。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 貸別荘の件で先ほどちょっとでてきたのですけれども、例えば自分の家を1軒持っていてもう1軒貸別荘にしたいとか、さらに私もそうしたいという人がいたら、あなたにお願いしたいとなったら、その辺のところは地元でできる人がいたら地元でそういうふうに届け出をすればいいということなのですか。今言ったのは、貸別荘というのはあくまでもどこかにいて管理をしているというお話のような気がしたので、実際地元においてそういうふうにやりたいとか、不動産関係の人は結構空き家を持っているから、例えばそれを民泊とか貸別荘に転用するということも考えられると思うのですけれども、そういうこととまた個人的に自分の持っている家とか委託された家を管理して貸別荘にするとか、そういうことがまず可能かどうかということをお伺いします。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 両方可能です。先ほど町民の方から2件ほど民泊をしたいという相談があるとお話しましたが、町内の民間企業のほうでもやりたいというお声がありますので、

ご質問があった企業が持っているような物件、それを民泊として活用とかを考えられているところはあるようです。ただ、実際に民泊として登録された場合は玄関、入口にきちんと民泊として登録をいませすという表示をつけなければならないということでしたり、2カ月に1回必ず道のほうにお客様が何人入りましたという実績を報告しなければならないのです。それを怠った場合には罰則規定が設けられるので、やはり民泊というのはなかなか本当には簡単にはできないということがございます。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 北海道の条例になると思うのですがけれども、白老町独自に取り決めとか、道はこういっているけれども、条例だからなかなかその辺は難しいと思うのですがけれども、ちょっと読んでみると独自の何かそういうことを設けられる。虎杖小の範囲もそうだけれども、独自のものを設けられる。要するに民泊をしやすいような、建物とか物件を小学校の近くとか授業が何とか言っているけれども、そういう町独自の取り組みというのはできないのですか。条例までとはいかないけれど。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 今町独自の取り組みというところでいくと、民泊の法施行これからですけれども、沖縄の島ではこの民泊と修学旅行、教育旅行を上手く結びつけてやっている自治体はあります。そういったところは今後観光振興としては考えられるかもしれません。条例制定のほうは干場のほうからいたします。

○委員長（広地紀彰君） 干場経済振興課主任。

○経済振興課主任（干場崇弘君） 町独自の制限については住宅宿泊事業法第18条においては、都道府県及び住宅宿泊事業等関係する行政事務のほうを処理する保健所設置市、ここでしか制定することしかできない形になっております。白老は独自では制定することはできません。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 今の本間委員からの付随する話なのですがけれども、物件を規制するような話がありました。消防法は消防法としてそれは必要なことだと思うのですがけれども、例えば物件の構造的なものとか確認申請を受けた物件でなければいけないとか、構造的なものというのはあるのですか。その辺は何か規制されているのでしょうか。わからなかったらこれからの施工上のあれですから、物件のもし規制があるとすれば耐震性の問題だったり昭和何年以降の建物はだめですとか、古民家であるにしても古民家なりの規制があると思うのです。だからそういったことについての法的な規制があるとすれば教えていただきたいと思います。6月にならなければわからないかもしれない。消防法等々については食べ物を提供する場合は当然必要になってきたりする場合もあると思うのだけれども、それはそれで理解をするのだけれども、建物の構造的なものについてはある程度みんな周知しておいたほうが良いと思うのです。誰でも空いているからといってどんな家でもいいわけでは無いと思うのです。

○委員長（広地紀彰君） 貳又経済振興課主幹。



○経済振興課主幹（貳又聖規君） それも調べ後日報告いたします。

○委員長（広地紀彰君） それでは1点だけ私のほうから、白老町の宿泊の容量的にいま残念ながら限られていると。一般的に足りない、象徴空間も控えている中であって一般論として言われています。その中で今概略の説明いただきました登録の関係。北海道に対しての届け出や報告あります。その登録、報告関係、さらに法規制に対しての対応とかそういった部分の整理が必要です、消防法だけではなくて旅館業務等。さらにきちんと物件をエアビーアンドビーと公開をしていって、さらにリネン、シーツの入れかえ等、管理も行っていかなくてはいけないと、そういった部分において、これの支援の体制、町としていまどのような形で想定をされているのか。一民間事業者だと正直相当ハードルが高いなという印象があるのですけれども、町としてどのような支援や整備の対応を考えておられるのかどうかについてまず。

貳又経済振興課主幹。

○経済振興課主幹（貳又聖規君） 今我々のほうでいろいろ考えているところでは、エアビーアンドビー、要は民泊の世界的なサイトですけれども、こちらはほかのサイトと違うのは何かというと、受け入れをする人をホストというのです。ホストとお客様。じゃらんだったらお客様がその旅館、宿、飲食店とかを評価するではないですか。でもエアビーアンドビーの場合は、その受けたホスト側がお客様よろしくないですとか評価できる仕組みなのです。ですからエアビーアンドビーは、受け入れ側もお客様を評価できるという意味では、もしもそこで白老町として民泊を推進するのであれば、パートナーはそういったところが住民とのトラブルとかそういったところも緩和されるのかというような考えは持っていますので、そういったところもシェアに入れながらインターネットで仲介する業者もやはり町としては上手く選んでいかなければいけないのかと思ってはいます。

○委員長（広地紀彰君） 昨年か一昨年度になると思うのですけれども、町内で民泊を展開したいという方が補助金の申請も含めて相談に訪れたといったこともうかがってました。結果的にさまざまな経緯の中で結果的にはいまやっていないというふうに承知しているのですけれども、やはりなかなかさらに改装防火対応だとかも必要になってきます。といった部分は、これから問い合わせ、まして象徴空間の開設を控えたまちでもありますので、もしかしたら他町からも白老町の空き家を買ってやりたいとふえてくる状況も考えられるのです。そういった窓口、また法適用の部分の規制関係の対応についての相談にのってほしいという方これからふえるという可能性があるのですけれども、そういった部分で対応としては経済振興課が主導的に担っていくというような考え方で整理されているのでしょうか。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 先ほどの説明の中でもありましたけれども、基本的に法律的な部分とかそういったことに関しましては経済振興課が窓口でやっていくという考え方ございます。

○委員長（広地紀彰君） それではよろしいですね。本日につきましては、これで質疑のほうを終らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

---

再開 午後 1時48分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今後の進め方についてご相談を申し上げたいと思います。今6月に向けて取り組みを進めている段階であります。試案といたしまして、よりきちんと道等にも専門的な立ち位置から具体的な想定の中の質疑もおそらくもっと必要になると思うので、北海道の職員になるのか事務局とも相談をさせていただいて専門的な知識を持つ方を招へいさせていただきまして、より質疑を深めたあと率直な疑問等も交わしながら最終的な私たちのまとめに結びつけていきたいなと思ったのですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。今回は前段で説明を受けて専門家を交えて、そのあと皆さまからご意見を頂戴して委員会のまとめをしていくといったことで進めたいと思います。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。先ほど行政からも説明があったのですが、今年度6月15日までは民泊の受付はすると。6月16日以降、管理業者委託ものの受付をはじめるという話をしていました。ということは、今年度の6月16日法整備をされた後でないと全体的なものが見えてこない、その時点にならないとわからないのではないかと思います。その辺の時期的なものも考えて、今委員長言われたとおりの流れで進んでいければいいと思うのです。

○委員長（広地紀彰君） 今氏家委員からありましたとおりで、ちょうど制度とか進めている段階ですから、その動きもある程度承知できるようなタイミングを掴みながらといったこと。登録の状況も続きもあるというようなこともありますし、おそらく私たちは白老町の状況がどうなっていくのかと、白老町はどう考えていくのかということが中心になってくると思うのです。そういった部分もある程度見えるようなタイミングは事務局とも相談をさせていただいて、担当課の動きも見極めながら次回の日程等も提案したいと思います。それではご意見もないようですので、今回はそのような形で進めていきたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） これにて産業厚生常任委員会を閉会いたします。

（午後 1時50分）